

4. 住宅設計指針

【位置付け・策定の経緯】

本設計指針は、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（平成6年法律第44号）第15条の規定に基づく「地方公共団体の責務」の一環として策定するとともに、「島根県住宅マスタープラン」（平成8年5月）に掲げた住宅政策の目標の一つである「すこやかな長寿社会の創造」のための具体的施策として位置付けられるものです。

なお、この策定にあたっては、「長寿社会の住宅設計指針検討委員会（委員長：西川 加禰 広島工業大学助教授）」が設置され、本設計指針は平成8年7月から平成9年2月にかけて開催された同委員会における検討結果を踏まえ、取りまとめたものです。

【考え方】

本設計指針の内容は、基本的に、建設省が平成7年6月に策定した「長寿社会対応住宅設計指針及び同補足基準」に沿ったものとしながら、本県の住宅事情の特色や全国で高齢化の最も進んだ実情を考慮したものとしています。

すなわち、島根県の住宅は一般的に床面積が大きく、そのゆとりを長寿社会に求められる住宅の性能向上に振り向けることが可能であること、また、人口の高齢化率が全国一高く、今後積極的に、長寿社会に対応した住宅を整備していく必要があると考えられることなどの理由から、本設計指針においては、浴室、居室・寝室の広さや階段の勾配などの点について、建設省の指針と異なる基準を定め、将来の介助スペースの確保に努めるとともに、より高い安全性の確保を目指したものとなっています。

なお、本設計指針、解説等は、住宅の設計者・施工者等の建築関係者や医療・福祉関係者等が理解しやすいように、なるべく簡潔にまとめることに努めたため、詳細な記述を省いた内容となっています。

従って、より詳しい技術的内容等については、（財）高齢者住宅財団から発行されている「長寿社会対応住宅設計マニュアル」（戸建住宅編・集合住宅編）を参照してください。

【構成】

1. 全体構成

①戸建住宅編

戸建住宅及び集合住宅の住戸専用部分についての指針。

(段差や手すり等の各空間に共通する事項の設計指針と、浴室や便所等の空間ごとにまとめた空間別の設計指針に大別しています。)

②集合住宅編

共用の廊下、階段等の集合住宅の共用部分と、集合住宅の住戸専用部分で戸建住宅編と内容の異なる箇所についての指針。

③住宅リフォーム編

住宅をリフォームする場合の工夫等についてまとめたもの。

2. 各項目の構成

①設計指針

設計指針本体。

②考え方

設計にあたっての基本的な考え方・理念や背景などをまとめたもの。

③チェックポイント

設計にあたって配慮すべき要点をイラスト等を用いて図解するとともに、プランニング、部位、設備などの項目に分けて、より詳細な基準を示したもの。

【長寿社会の住宅設計指針検討委員会構成員】

氏名	所属・役職
安達 盛二	(社) 島根県住まいづくり協会 会員
金築 孝	島根県健康福祉部 高齢者福祉課 課長
篠原 亨	(社) 島根県建築士事務所協会 理事
須山 光子	(社) 島根県建築士会 女性部会 副部長
田中 洋子	島根県作業療法士会 会長
成田 光男	(社) 島根県建築士会 専務 理事
○西川 加禰	広島工業大学 環境学部 助教授
西田 正行	介護機器普及事業運営協議会 委員
花田 実	玉造厚生年金病院リハビリテーション科 部長
本田 直巳	島根県土木部 建築住宅課 課長
三輪 淳子	(社) 島根県建築士会 女性部会 幹事
脇田 祥尚	島根県立女子短期大学 講師

(○印は委員長、順序は50音順、敬称略、所属・役職は平成9年3月現在)